

# 優秀施工者愛知県知事表彰要領

## （目的）

第1 この要領は、優れた建設現場従事者を広く表彰することにより、「ものづくり」に携わっている者の誇りと意欲を増進させ、これらの者の能力と資質の向上を図るとともに、その社会的評価・地位の向上を図り、建設業の健全な発展に資することを目的とする。

## （表彰の対象）

第2 表彰の対象は、建設現場において工事施工に直接従事している個人とする。

## （表彰基準）

第3 表彰は、次の各号のすべてに該当する者について行う。

- (1) 技術・技能が優秀である者
- (2) 技術開発・施工の合理化を図り顕著な成績を挙げている者又は建設工事に相当の実績のある者
- (3) 後進の指導・育成に努めている者
- (4) 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者
- (5) 他の建設現場従事者の模範である者

## （表彰の方法）

第4 表彰は、知事が表彰を受ける者に対して賞状を授与して行う。

## （表彰の時期）

第5 表彰は、毎年1回「建設産業構造改善推進週間」の行事の一環と

して行う。

(被表彰者の選定)

第6 被表彰候補者は、建設業者団体の長等が推薦した者から選定する。

(欠格等)

第7 被表彰者の選考に当たっては慎重に調査し、罪を犯した者及び犯罪容疑者等で、表彰することが県民感情に照らしふさわしくない者については、表彰することができない。

2 同一の者についての表彰は重ねて行わない。

3 既に叙勲、褒章又は国土交通大臣表彰等を授与された者に対しては、表彰は行わない。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項については、建設部長が定める。

附 則

この要領は、平成5年2月15日から施行する。

(平成12年4月1日、部局再編に伴い一部改正)

(平成13年1月6日、省庁再編に伴い一部改正)